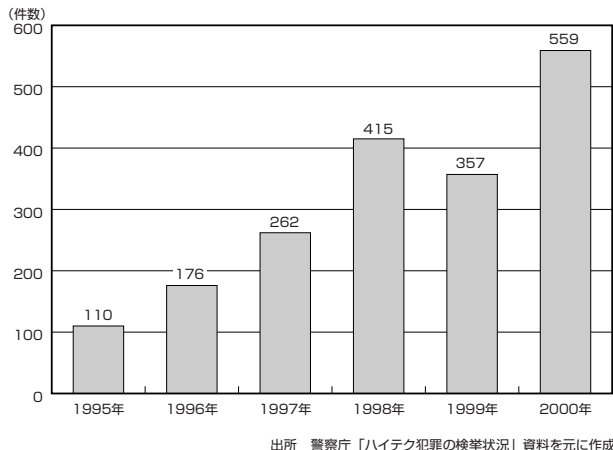


第3章 犯罪・セキュリティー

インターネットと犯罪

ネットワーク利用犯罪倍増、目立つ児童ポルノ法違反

資料3-3-1 ハイテク犯罪の検挙件数

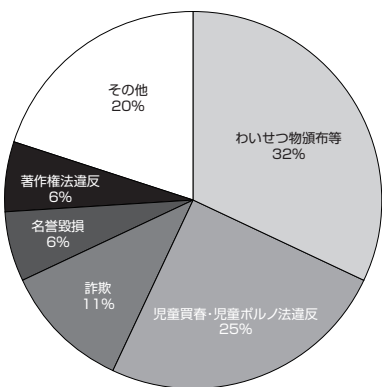


資料3-3-2 ハイテク犯罪の検挙件数の内訳

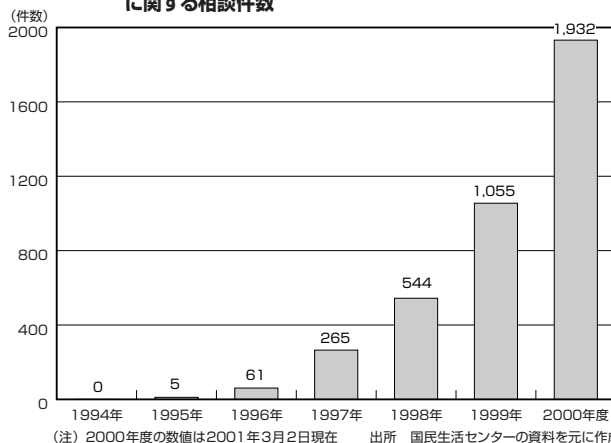
	2000年	1999年
コンピュータ、電磁的記録対象犯罪	44	110
電子計算機使用詐欺	33	98
電子計算機損壊等業務妨害	2	7
電磁的記録不正作出・毀棄	9	5
ネットワーク利用犯罪	484	247
わいせつ物頒布等	154	147
児童買春・児童ポルノ法違反	121	9
詐欺	53	23
名誉毀損	30	12
著作権法違反	29	21
その他	97	35
不正アクセス禁止法違反	31	
合計	559	357

出所 警察庁「ハイテク犯罪の検挙状況」資料を元に作成

資料3-3-3 ネットワーク利用犯罪の内訳



資料3-3-4 国民生活センターに寄せられたインターネットショッピングに関する相談件数



解説

警察庁がまとめたコンピュータ、電磁的記録対象犯罪の件数をみてみよう（資料3-3-2）。「電子計算機使用詐欺」はコンピュータ利用の利得罪ともいべきもので、1999年の98件に対し、2000年は33件に減少した。「電子計算機損壊等業務妨害」はコンピュータシステムの業務妨害罪で、2000年の検挙件数は2件にすぎない。人の事務処理を誤らせる目的で電磁的記録を不正に作るなどする「電磁的記録不正作出・毀棄」は、1999年5件、2000年9件で、ほぼ倍増している。ネットワーク利用犯罪は、1999年が

247件であるのに対し、2000年が484件と約2倍増となっている。

・わいせつ物頒布等：「わいせつ」という概念は、最高裁判所の判例では、普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反する程度にいたずらに性欲を興奮又は刺激させる物又は行為の属性をいう（最高裁1951年5月10日判決）とされている。刑法は、わいせつ物頒布・公然陳列等について2年以下の懲役または250万円以下の罰金もしくは科料に処する（175条）と規定している。ネットワーク上でわいせつ物を表示するこ

ともこの罪に当たるとされる。ネットワーク利用犯罪の中では件数が最も多い（資料3-3-3）。

・児童買春・児童ポルノ法違反：「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が正式な題名で、自民、社民、さきがけなどの議員によって1998年の通常国会に提出されたが継続審議となり、99年の通常国会で可決・成立（5月18日）。11月1日から施行された。1999年は2か月で9件、2000年は1年で121件ということになる。

（堀部政男 中央大学法学部教授）



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp